

知ってますか？

限度額認定証は原則、申請・提示が不要です！

現在、全国の約9割の医療機関等で、オンラインで保険の資格情報を確認できるシステムが導入されています。システム導入済みの医療機関等では、マイナ保険証(※1)または保険証等(※2)の提示と本人の同意で、限度額の適用を受けることができるため、市への申請は原則不要です。

(※1)マイナポータル等で保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードのこと

(※2)次のいずれかの書類のこと

- ・令和6年12月1日までに交付を受けた保険証
- ・令和6年12月2日以降に交付を受けた資格確認書

システムを導入している
医療機関等の確認はこちら



マイナ保険証(※1)で受診

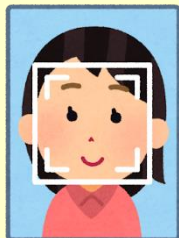
1. 受付

マイナ保険証を
カードリーダーに
置いてください。



2. 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を
入力してください。



3. 同意の確認

限度額情報の
提供に「提供する」を
押してください。

提供する



提供しない

※同意画面が表示されない場合は、同意は
不要です(令和6年10月7日から)。

保険証等(※2)で受診

1. 受付

保険証等を
医療機関等窓口へ
提示してください。



2. 同意の確認

口頭で
「高額療養費制度
の利用」の希望を
伝えてください。

希望します



ご注意ください

- ・事前にシステムが利用できるか医療機関等へご確認ください。
- ・人工透析が必要な慢性腎不全の方など、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、窓口で証の提示が必要です。

非課税世帯で、長期入院(入院日数90日超)に該当する方などは、これまでどおり市役所へ申請が必要な場合があります。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

お問い合わせ先: 東広島市役所 国保年金課 082-420-0933